

豊川市監査公表第63号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年3月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

監査結果に基づく措置通知書（建設部都市計画課）

監査実施期間 平成26年12月24日から

豊川市監査公表第50号分

平成27年 1月30日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 次の補助金の交付要綱について、補助の交付対象及び交付額等が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>(1) TMO推進事業費補助金</p> <p>(2) 中心市街地テナントミックス社会実験事業費補助金</p> <p>(3) ファサード整備事業費補助金（地区計画名称）</p> <p>2 催事場の指定管理協定書の締結について、市と指定管理者の代表者が同一であり、民法第108条の双方代理の禁止に抵触しているため、改善されたい。</p>	<p>1 左記指摘事項について、次のとおり補助金交付要綱を改正した。</p> <p>(1) TMO推進事業費補助金について、補助対象経費及び補助率を明確に規定した交付要綱に改正し、平成27年4月1日から施行することとした。</p> <p>(2) 中心市街地テナントミックス社会実験事業費補助金について、補助対象経費及び補助率を明確に規定した交付要綱に改正し、平成27年4月1日から施行することとした。</p> <p>(3) ファサード整備事業費補助金の交付対象区域の名称について、再編後の都市計画区域の名称とする交付要綱に改正し、平成27年2月18日から施行した。</p> <p>2 平成27年2月18日に監査結果の通知を受け、直ちに指定管理協定書における市の代表者を副市長に訂正した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年3月18日現在のものである。